

## P F I 関係の経緯について

平成 9 年		<p>10 月 通産省「民間主導型インフラ研究会」設置</p> <p>11 月 「21 世紀を切りひらく緊急経済対策」</p> <p>11 月 建設省「民間投資を誘導する新しい社会資本整備検討委員会」設置</p>
平成 10 年	<p>2 月 自民党「民間資本主導の社会資本整備(PFI)推進調査会」設置</p> <p>3 月 与党 PFI プロジェクト・チーム設置</p> <p>5 月 第 142 国会に PFI 法当初案提出</p> <p>6 月 国会会期末にあたり閉会中は建設委員会で継続審査とすることを議決</p> <p>7 月 第 143 国会において衆議院建設委員会へ付託</p> <p>10 月 衆議院建設委員会理事懇</p> <p>11 月 衆議院建設委員会理事懇</p> <p>12 月 衆議院建設委員会視察(東京湾横断道他)</p>	<p>3 月 全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」</p> <p>4 月 「総合経済対策」</p> <p>5 月 建設省委員会中間報告「日本版 PFI のガイドライン」公表</p> <p>6 月 PFI 関係省庁連絡会議準備会合</p> <p>6 月 通産省研究会中間報告「日本版 PFI の実現のために」公表</p> <p>8 月 PFI 関係省庁連絡会議準備会合</p> <p>9 月 経企庁「PFI 推進研究会」設置</p> <p>11 月 PFI 関係省庁連絡会議準備会合</p>
平成 11 年	<p>1 月 第 145 国会において衆議院建設委員会へ付託</p> <p>3~5 月 勉強会</p> <p>6 月 衆議院建設委員会において PFI 法当初案撤回、PFI 法新案動議・可決</p> <p>6 月 衆議院本会議で PFI 法案可決</p> <p>7 月 参議院国土・環境委員会で PFI 法案可決</p> <p>7 月 参議院本会議で PFI 法案可決成立</p> <p>7 月 PFI 法公布</p> <p>9 月 PFI 法施行</p>	<p>1 月 経企庁研究会中間とりまとめ公表</p> <p>8 月 経企庁研究会報告書公表</p> <p>8 月 総理府内政審議室に民間資金等活用事業推進室(PFI 推進室)設置</p> <p>8 月 PFI 関係省庁連絡会議</p> <p>9 月 PFI 法関連政令公布</p> <p>10 月 PFI 関係省庁連絡会議</p>

## 経済対策等におけるPFIに関する記述（抜粋）

### 21世紀を切りひらく緊急経済対策（平成9年11月18日経済対策閣僚会議決定）

#### 民間活力を活用した社会資本整備その他の施策

#### 4．新しい社会資本整備手法の活用

##### [新しい社会資本整備手法（PFI・BOT等）の検討]

・公共施設空間の有効活用や民間の高い技術力、経営力と豊かな資金力の活用による社会資本等の新たなPFIやBOT等整備方策について検討を行い、来春を目途に、新たな社会資本整備手法等の導入が期待される分野、事業成立を可能とするための諸条件等を明らかにしたガイドラインを策定する。

・海外において経済協力等を通じて蓄積してきたBOT等に係る経験・ノウハウを活用し、我が国における日本版PFIやBOT等による新たな社会資本整備の在り方や手法等について検討する。

##### [地方公共団体におけるPFIの活用の検討]

・地方公共団体におけるPFIの活用の可能性について検討する。

### 全国総合開発計画（平成10年3月31日閣議決定）

#### 第1部 国土計画の基本的考え方

#### 第3章 計画の実現に向けた取り組み

#### 第2節 国土基盤投資の計画的推進

#### 1．重点的、効率的基盤投資

#### （2）効率的基盤投資

##### （民間活力を活用した国土基盤投資の推進）

従来は、公的主体が担ってきた国土基盤投資においても、競争原理が働く民間主体に対して、事業をその内容に応じて部分的ないし包括的に委ねることによって、より少ない費用で質の高い効果が得られることが期待される。このため、今後の国土基盤整備に当たっては、イギリスのPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ）のような諸外国の先進事例を参考にしつつ、従来は公的主体が自ら行ってきた分野も含めて、民間活力を積極的に活用する。

## 総合経済対策（平成10年4月24日経済対策閣僚会議決定）

### 21世紀を見据えた社会資本の整備等

#### 4．PFIの推進

民間の技術力、経営力及び資金力を活用した新たな手法による社会資本整備（PFI）については、今国会に「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律案（仮称）」が提出される予定であることを踏まえ、政府内のPFI推進体制を整備するとともに、補正予算に調査調整費を計上して、具体的なPFIプロジェクトの導入手法等の推進方策について早急に検討するものとする。また財政投融資を適切に活用し、プロジェクトファイナンスの考え方にに基づき、PFI事業推進に資する融資制度を日本開発銀行等に創設する。